

各府県のアライグマの防除について

1. アライグマの捕獲・処分について

	大阪府	京都府	兵庫県
(1) 捕獲実績			
①外来種防除計画実績 H18(集計現在まで)	該当無し	平成18年12月末日長岡京市分のみ 17	104(12月末)
②有害駆除実績 H18(集計現在まで)	545(うち警察14)※H19.1末現在	489(平成18年12月末現在)	1,705(12月末)
H17	377(うち警察2)		326
H16	235(うち警察6)		84
H15	54(うち警察13)		30
③狩猟捕獲実績			
H17	16		35
H16	3		15
H15	0		14
(2) アライグマ処分施設について			
①処分施設の有無	有り	あり	無し
②処分施設の名称と設置場所	[専用] 措置支援施設 (羽曳野市尺度/ 食と緑の総合技術センター内) 動物一時保護センター (高槻市大字出灰小字梅ノ木原) 北部家畜保健衛生所 (寝屋川市木田町) 南部家畜保健衛生所 (岸和田市小松里町)	1 動物愛護管理センター(の診察室) 2 林業試験場(内設置の処分施設(プレハブ))	
③処分実績			
H18(集計現在まで)	544※H19.1末現在	2施設で49頭	
H17	277	無し(施設設置がH18.6)	
④処分にかかる予算			
府県全体	人件費 ※市町村より薬品代1,500円/頭(新生児は800円/頭)徴収	H18建設費用含めて3,200千円	
1頭あたり	1,500円/頭(新生児は800円/頭)※薬品代のみ	人件費以外は約3,000円	
⑤処分方法(具体的に) 麻酔薬、ガスの種類 1回処分頭数、必要時間など	○新炭酸ガス装置/イソフルランで眠らせたあと 炭酸ガスで措置、措置時間15~20分 ○二段階注射/麻酔薬の不動化(筋肉)注射+静脈注射により措置、措置時間15~20分	2段階麻酔による処分(ケタラール等ケタミン製剤+セラクターにより不動化、その後、静脈内にソムノベンチルを注入)	
(3) アライグマ処分施設以外での処分			
①有無	有り	あり	有り
②処分の主体あるいは施設	動物指導センター(政令市)	市町村・及び府・市獣医師会等	市町
③処分の費用負担者	市町村	市町村	県1/2、市町1/2
④処分にかかる予算	不明	不明	
府県全体			2,794千円
1頭あたり			3,000円/頭(炭酸ガス)、5,000円/頭(麻酔薬)
⑤処分方法(具体的に) 麻酔薬、ガスの種類 1回処分頭数、必要時間など	二段階注射	市町村の処分実態は不明(現地での止めさし) 府及び市の獣医師会については2段階麻酔による処分	処分方法:炭酸ガスまたは麻酔薬による安楽死 1回処分頭数:1頭 必要時間:5~10分間
(4) アライグマ処分施設への搬入手段			
①搬入手段	市町村職員、市町村と契約した猟友会員、シルバー人材センターなど	市町村職員等による搬入	現地にて処分
②搬入費用負担者	市町村	市町村	
(5) 愛玩動物の処分			
①処分施設の有無	有り	あり	
②処分施設の名称と設置場所	犬管理指導書(大阪市東成区中道)	動物愛護管理センター	
③処分にかかる予算			
府県全体	不明	不明	
1頭あたり	不明	不明	
④処分方法(具体的に) 麻酔薬、ガスの種類 1回処分頭数、必要時間など	炭酸ガスの充填	二酸化炭素による処分	
(6) その他、参考事項等			

1. アライグマの捕獲・処分について

	和歌山県	奈良県	滋賀県	三重県
(1) 捕獲実績				
①外来種防除計画実績				
H18 (集計現在まで)	* 警察による捕獲等その他の捕獲として48 288(平成19年1月末現在)		0	※防除実施計画 未作成
②有害駆除実績				
H18 (集計現在まで)	475(平成19年1月末現在)	29	33	47
H17	603	29	3	0
H16	530	0	0	0
H15	297	2	0	0
③狩猟捕獲実績				
H17	90	1	0	0
H16	66	2	0	0
H15	45	0	0	0
(2) アライグマ処分施設について				
①処分施設の有無	有	無	無	無
②処分施設の名称と設置場所	和歌山県鳥獣保護センター			
③処分実績				
H18 (集計現在まで)	46(平成19年1月末現在)		33	
H17	0		3	
④処分にかかる予算				
府県全体	509千円			
1頭あたり				
⑤処分方法(具体的に) 麻酔薬、ガスの種類 1回処分頭数、必要時間など	吸入麻酔(イソフルラン)の後、炭酸ガスで措置 1回処分頭数:3頭、必要時間:約20分			
(3) アライグマ処分施設以外での処分				
①有無	有	無	有	無
②処分の主体あるいは施設	獣医師			
③処分の費用負担者	県及び市町村		H17は各市町が防除、H18県が防除、H19は県が市町に対する補助制度を開設	
④処分にかかる予算				
府県全体				
1頭あたり			H18 20,000円(捕獲・殺処分・焼却)	
⑤処分方法(具体的に) 麻酔薬、ガスの種類 1回処分頭数、必要時間など	2段階注射麻酔(バルビツール系等) 必要時間:約30分		銃器による防除	
(4) アライグマ処分施設への搬入手段				
①搬入手段	市町村担当者による搬入	該当無し	県の事業委託者(猟友会)ただし、県が立会	
②搬入費用負担者	市町村		県	
(5) 愛玩動物の処分			犬のみ	
①処分施設の有無	無	有	有	有(但し、対象とするのはイヌ、ネコのみ)
②処分施設の名称と設置場所		奈良県桜井保健所権原動物指導管理所	動物保護管理センター	三重県小動物管理公社(津市森町)
③処分にかかる予算				人件費等込みで約1億円で委託 不明
府県全体				
1頭あたり				
④処分方法(具体的に) 麻酔薬、ガスの種類 1回処分頭数、必要時間など		炭酸ガス 10~20頭 約30分		CO ₂
(6) その他、参考事項等				鳥獣保護法の手続きによらず、家屋内等で警察や自治体の職員により保護された個体については、NPOの獣医師に処置をお願いしている。 *ケタミン注射後にCO ₂ 。所要時間約20分。 経費は市町又は県負担。

2. H18年度アライグマ対策に対する体制の現状と課題

	大阪府	京都府
(1) 担当部局、関連部局		
①担当部局課	環境農林水産部 動物愛護畜産課 野生動物グループ	農林水産部森林保全課
②関連部局課（連携内容）	同 動物愛護グループ 同 畜産衛生グループ	保健福祉部動物愛護管理室 農林水産部畜産課 (各部局の獣医師による措置実施)
(2) 防除・捕獲の体制		
①体制の概要	鳥獣保護法に基づき市町村が捕獲し、大阪府は市町村の依頼に基づき措置支援	市町村実施の有害鳥獣捕獲
②根拠となる法律	鳥獣保護法※H19.4からは外来生物法への移行を予定	鳥獣保護法
③予算の組み立て		市町村の当初予算
(3) 防除計画の作成について		
①防除計画の有無	策定中	京都府(移動制限解除の為)・長岡京市
②策定者	大阪府	京都府・長岡京市
③策定者が市町村の場合、府県のバックアップの有無と内容		無し
(4) 調査研究について		
①調査研究の有無	有り	無し
②調査研究の概要 項目 予算 実施機関 など	H16 被害防除対策調査業務(アンケート調査、聞き取り調査、現地調査) [1,600千円] H16 捕獲個体調査 [120千円] H17 捕獲個体調査 [500千円] H18 捕獲個体調査 [500千円] ※別途、府独自で動	
(5) H17より改善されたこととその内容	○連絡協議会参加市町村が37/43市町村→43/43市町村となった ○より根本的な対応を目指すため、外来法への移行を検討しているが、当初予定していた移行時期(H20.4)を1年繰り上げる(H19.4)こととした	京都府下に措置支援施設を2箇所設置したこと。
(6) 現状及び今後の課題、問題点	[府] ○捕獲指導、捕獲マニュアルの作成 ○措置支援の体制維持 ○農業被害や家屋侵入等では捕獲されることのない山間・河川等での生息個体の捕獲 ○近隣府県の隣接市町村も含め、対策等を一切実施していない市町村の説得	京都府、市町村いずれにおいても、外来生物法を所管する部署は明確化されていない。現在、市町村では、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく府補助事業による有害鳥獣捕獲の体制が出来ていることから、外来生物法に基づく防除の確認申請を行う必要がないと考えているのではないかと推測する。また、京都府では市町村が捕獲したアライグマの致死処分を支援するため、府内に2箇所の施設を設置し、2段階麻酔により安楽死させている。この支援を行うには、捕獲した市町村から致死処分施設までの移動を可能にする必要があったことから、鳥獣保護法を所管する森林保全課が外来生物法に抵触しないように移動制限解除に限った防除の確認申請を行った。 安楽死処分に費用がかかりすぎる(人の対応も含めて)処分施設設置にかかる補助事業が必要 ヌートリア等他の外来生物については、アライグマと同様に、各市町村とも有害鳥獣捕獲により対応しているのみである。
(7) その他、参考事項等	○まだまだ、アライグマ問題・外来生物法の認識が浸透してなく、普及啓発が必要	

3. 環境省作成マニュアルについて

マニュアルに取り入れてほしい要望事項の他、ご意見をご自由にお書き下さい	○対策しない場合の爆発的増加のシミュレーション ○共存は不可能で、あり得ないこと ○捕獲効率を上げるためのテクニック ○推定生息数の算出方法	京都府内2箇所に措置支援施設を設置したが、総捕獲数の1割程度しか利用されていない。安価で問題のない、アライグマの処分方法を開発・普及いただかないと、2段階麻酔の方法も行政獣医師が不在の市町村では実施できない。京都府においても、通常業務以外の用務として行政獣医師が対応している為、場所日数等については調整に限界がある。各市町村ごとに取り組める予算・技術があれば外来生物法での対応が可能であると考えられる。
-------------------------------------	---	---

2. H18年度アライグマ対策に対する体制の現状と課題

	兵庫県	和歌山県
(1) 担当部局、関連部局		
①担当部局課	農林水産部森林動物共生室	環境生活部環境政策局自然環境室
②関連部局課（連携内容）	健康生活部自然環境課(対策検討等) 健康生活部生活衛生課(対策検討等)	農林水産部農業生産局エコ農業推進室 (研修会の開催、捕獲オリの購入補助)
(2) 防除・捕獲の体制		
①体制の概要	【外来生物法に基づく防除の予定】 ・ 県が、防除のガイドラインである「兵庫県アライグマ防除指針」を策定 ・ 市町は、県の指針に沿って防除実施計画を策定し国の確認を受け、防除を実施 【鳥獣保護法に基づく捕獲】 ・ 市町が、地域の捕獲班に依頼して有害鳥捕獲を実施中	防除実施計画及び有害鳥獣捕獲
②根拠となる法律	外来生物法、鳥獣保護法	外来生物法、鳥獣保護法
③予算の組み立て	県単独により市町補助	
(3) 防除計画の作成について		
①防除計画の有無	有り	有
②策定者	市町	市町村
③策定者が市町村の場合、府県のバックアップの有無と内容	県が、防除のガイドラインである「兵庫県アライグマ防除指針」を策定し、市町は、県の指針に沿って防除実施計画を策定	・防除計画策定時の相談・指導 ・防除計画における殺処分を支援
(4) 調査研究について		
①調査研究の有無	有り	無
②調査研究の概要 項目 予算 実施機関 など	調査項目 ・ アライグマの生息実態(分布状況、捕獲状況等) ・ アライグマの解剖調査(年齢構成、妊娠率把握、食性、寄生虫調査等) ・ アライグマによる被害状況(農業、人間生活環境) ・ 効果的なアライグマ被害防止法考察 予算:171千円 実施主体:県	
(5) H17より改善されたこととその内容	「兵庫県アライグマ防除指針」の策定によりアライグマ対策のガイドラインが出来、各市町による防除実施計画の策定及び防除対策の実施がスムーズに行われるようになった。	
(6) 現状及び今後の課題、問題点	県内のアライグマの分布が急速に広まっているが、防除実施計画を策定した市町が20市町と県下全市町の約半数に留まっている。	防除を積極的に推進するためには、県及び市町村に財政的な問題がある。
(7) その他、参考事項等		

3. 環境省作成マニュアルについて

マニュアルに取り入れてほしい要望事項の他、ご意見をご自由にお書き下さい	捕獲、安楽死処分の方法について、既存の防除計画の内容と整合が取れるように御検討いただきたい。	防除に取り組む地方公共団体では、アライグマの捕獲、運搬、処分等の防除体制整備及びこれらに係る費用負担に苦慮していることから、積極的な防除に成功している地方公共団体の防除体制及び防除体制づくり方法をマニュアルに取り入れて頂きたい。
-------------------------------------	--	--

2. H18年度アライグマ対策に対する体制の現状と課題

	奈良県	滋賀県	三重県
(1) 担当部局、関連部局			
①担当部局課	農林部森林保全課	自然環境保全課	環境森林部 自然環境室
②関連部局課（連携内容）	健康安全局生活衛生課 (情報提供)	生活衛生課(情報の共有) 文化財保護課(情報の共有)	農水商工部 農水産物安全室(農業被害対策) 健康福祉部 薬務食品室 (愛玩動物,感染症対策) (その他) 農業試験場など実際に被害を受けている機関から随時情報収集
(2) 防除・捕獲の体制			
①体制の概要	有害鳥獣捕獲	外来獣防除事業の新規事業化	市町等による有害鳥獣捕獲
②根拠となる法律	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護法
③予算の組み立て	各自治体が必要に応じて	外来獣防除対策事業の実施。アライグマ・ハクビシン等の外来獣の防除を県が猟友会に委託し、防除を実施。40頭分の防除を予算化。	市町から猟友会に補助金を拠出
(3) 防除計画の作成について			
①防除計画の有無	無	無	無
②策定者			
③策定者が市町村の場合、府県のバックアップの有無と内容			
(4) 調査研究について			
①調査研究の有無	無	無	無
②調査研究の概要 項目 予算 実施機関 など			(参考) 詳細な調査は行っていないが、殺処分後の個体で譲渡して頂けたものについては、個体データの測定,遺伝子情報の解析,回虫の有無などを調査している。
(5) H17より改善されたこととその内容	特になし	アライグマの目撃情報が寄せられた場合、外来獣防除について事業化したため、積極的に防除できるようになった。	(18年6月までは被害情報がなかったため、対策はとられていない。)
(6) 現状及び今後の課題、問題点		○銃器による防除は跳弾など危険性があるので、二酸化炭素や麻酔を使った防除に移行することが課題。 ○今後アライグマが増加することを仮定した場合、防除施設の整備が課題。 ○平成19年度から一斉に各市町が県の補助制度を活用し防除ができるようにすることが課題。	・捕獲作業に従事できる免許取得者の数を増やす必要がある。 ・捕獲後の処置も課題。(安楽死処置を引き受けて頂ける獣医師がほとんどいなく、金銭的負担も大きい。 これ以外の方法では必ずしも国民の理解が得られていない。)
(7) その他、参考事項等	自治体によっては担当の意識が向上		

3. 環境省作成マニュアルについて

マニュアルに取り入れてほしい要望事項の他、ご意見をご自由にお書き下さい	○二酸化炭素による簡易な殺処分の防除機器の設計図。 ○二酸化炭素による防除の手順。 ○麻酔による防除の手順。 ○安楽死の定義の記載。	<p><マニュアルで取り上げてほしい事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦痛を与えない処分方法についての統一した見解,手法を具体的に明記してほしい。 ・効率的な捕獲方法など、実地作業で役立つ情報はどんな細かい情報でも書いて欲しい。 ・農作物への被害を防ぐ防御方法について具体的に紹介してほしい。 ・回虫,狂犬病を防止するための対策,及び万一発生した場合の危機管理体制について触れてほしい。 <p><環境省への要望></p> <ul style="list-style-type: none"> ・正式な手続きを経た有害捕獲個体については、外来生物法の運搬制限を適用除外してほしい。 ・捕獲従事者確保のための施策について検討してほしい。(ヌートリアと同程度の狩猟免許必須要件の緩和など) ・外来生物対策が国の業務であるなら、自治体で行われた処置等に要する経費への財政支援は必須である。
-------------------------------------	---	--